

「ASEAN憲章」の主な内容

<p>I 目標と原則</p> <p>第1条 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の平和、安全、安定を維持強化する。 ・地域的強靱性を強化する。 ・核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを維持する。 ・安定、繁栄し、高度な競争力を有し、経済的に統合された、単一市場と生産基地を創出する。 ・ASEAN域内での貧困を削減し域内発展格差を縮小する。 ・民主主義を強化し、グッドガバナンスと法の支配を強化し、人権と基本的自由を促進する。 ・持続可能な発展を促進する。 ・地域アーキテクチャーにおける域外パートナーとの関係・協力において主要な推進力であるASEANの役割を維持する。 <p>第2条 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国の独立や主権を尊重する。 ・加盟国の内政への不干渉。 ・ASEANに共通の利益に著しく影響を与える案件に関して協議を強化する。 ・法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則を支持する。 ・基本的自由と人権を尊重し、社会的正義を推進する。 ・国連憲章、国際法、国際人道法を支持する。 ・多角的貿易ルールとASEANのルールに基づいたレジームを支持する。 <p>II 法人格</p> <p>第3条 ASEANの法人格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANは、政府間組織として法人格を付与される。 <p>III メンバーシップ</p> <p>IV 組織</p> <p>第7条 ASEAN首脳会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANの最高政策決定機関である。 ・閣僚級の事務局長を指名する。 ・年2回開催される。 <p>第8条 ASEAN調整理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN外相で構成され、最低年2回開催される。 <p>第9条 ASEAN共同体理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASC、AEC、ASCC理事会で構成され、最低年2回会合する。 <p>第10条 ASEAN部門別閣僚組織</p> <p>第11条 ASEAN事務総長とASEAN事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期5年でアルファベット順の加盟国持ち回りで選出される。 ・ASEANの協定や決定の実行状況を監視する。 ・ASEANの見解を代表する。 ・事務局長は4人の副事務総長に支援される。そのうち2人は、公募によって採用される。 <p>第12条 常駐代表委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各加盟国は、ジャカルタに大使級のASEAN常駐代表を指名し、常駐代表委員会を構成する。 <p>第14条 ASEAN人権機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権と基本的自由の促進と保護に関する憲章の目的と原則に合わせて、ASEANはASEAN人権機構を設置する。 	<p>V ASEAN連携団体</p> <p>VI 特権と免除</p> <p>VII 意思決定方式</p> <p>第20条 協議とコンセンサス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則として、ASEANにおける意志決定は、協議とコンセンサスに基づく。 ・コンセンサスが得られない場合は、首脳会議が決定方式を定めることができる。 ・重大な憲章違反がある場合には、その案件はASEAN首脳会議に付託される。 <p>第21条 履行と手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済合意(コミットメント)の履行に関しては、コンセンサスのもとで、ASEANマイナスX方式を含む柔軟な方式を取ることが出来る。 <p>VIII 紛争解決</p> <p>第24条 特定的手段における紛争解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANの経済協定の解釈と適用に関する紛争は、「紛争解決に関するASEAN議定書」に従って解決される。 <p>第26条 未解決の紛争</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争が解決出来ない場合には、(本憲章の先の規定の適用の後に)ASEAN首脳会議に決定を付託される。 <p>第27条 コンプライアンス(法の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務総長は、紛争解決メカニズムについての成果、提案内容、決定事項に関するコンプライアンスを監視する。 <p>IX 予算と財政</p> <p>X 運営と手続き</p> <p>第31条 ASEAN議長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長国は年次持ち回りである。 ・ASEANは暦年で単一の議長国を持つ。 <p>第32条 ASEAN議長の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN議長国となる加盟国はASEANを代表する。 <p>第34条 ASEANの業務言語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語とする。 <p>XI アイデンティティとシンボル</p> <p>第35条 ASEANアイデンティティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通のASEANアイデンティティを促進する。 <p>第36条 ASEANモットー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つのビジョン、一つのアイデンティティ、一つの共同 <p>第37条 ASEANの旗</p> <p>第38条 ASEANのエンブレム</p> <p>第39条 ASEANの日</p> <p>第40条 ASEANの歌</p> <p>XII 対外関係</p> <p>第41条 対外関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANは地域協定において主要な推進力となる。 <p>第46条 非ASEAN加盟国のASEANへの信任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非ASEAN加盟国と関連する国家間組織はASEANに大使を任命する。 <p>XIII 一般及び最終規定</p>
--	---

出所: [「ASEAN経済共同体－東アジア統合の核となりうるか」\(2009\)、33ページ。](#)

ASEAN憲章(“Charter of the Association of Southeast Asian Nations,” <http://www.aseansec.org/21069.pdf>)を基に、清水一史(九州大学大学院教授)作成。

注: ASEAN域内経済協力・経済統合に特に関連する箇所は、太字とした。